# 清水町立学校の教育職員に関する
# 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年３月

清水町教育委員会

## １　計画の趣旨、現状

### ⑴ 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき策定するものである。

本計画が目標とする教育職員の働き方改革は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が限られた時間の中で最大限の成果を得るという成果を求め、また、本来担うべき指導業務に注力し、併せて子供と向き合う時間や授業改善に資するための時間を確保することを目指すものである。

計画策定の後は、本計画に基づき、家庭・地域・学校・教育委員会が協働して教育職員の働き方改革を推進し、未来を担う子供たちのための教育の質をさらに高めていくこととする。

### ⑵ 清水町の現状

清水町では、静岡県教育委員会から指定を受けて、平成 28 年から３年間「未来の学校『夢』プロジェクト」を実施した。このプロジェクトでは、以下に示す取組（表１）を行い、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

| 未来の学校「夢」プロジェクト（H28～30） | |
|---|---|
| ・退庁時刻の上限を設定<br>・スクールサポートスタッフの配置<br>・留守番電話対応<br>・校務支援ソフトの活用<br>・タイムカードの導入<br>・帰宅時間の自主設定<br>・業務アシスタント配置 | ・学校徴収金業務改善<br>・夏季休業中の閉庁日設定<br>・学校地域支援コーディネーター活用<br>・二学期制からステージ制の導入<br>・学校運営協議会と連動した学校評価<br>・４月一斉の家庭訪問の見直し<br>・春の遠足の見直し |

表１　未来の学校「夢」プロジェクト　取組内容

また、文部科学省通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成 31 年３月 18 日 30 文科初第 1497 号）及び静岡県教育委員会義務教育課長通知「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の休業期間における学校の業務の適正化について」（令和元年７月 10 日教義第 357 号）を受けて、働き方改革の目的を十分に理解したうえで、各学校における教育課程編成上の工夫や留守番電話設置、閉庁日の設定などを実施し、教育職員一人一人と組織としての学校、それを支援する教育委員会が一丸となって業務改革に取り組んできた。

なお、この取組の実効性を高めるためには勤務時間に対する意識改革が不可欠であり、勤務時間の管理を適切に行うことがその第一歩である。

このため、令和５年４月に「清水町立小中学校教育職員の勤務時間の上

限に関する方針」（以下、「方針」という。）を策定し、１か月につき 45 時間、１年につき 360 時間を時間外勤務の上限とするなどの指針を示すことで、勤務時間の管理及び勤務時間外の業務時間の縮減に取り組んできた。

その間、教育委員会では、教育職員の業務をサポートする各種支援員の配置、勤務時間外の留守番電話対応、出欠席等連絡アプリの導入等を行うなど、教育職員の業務負担軽減のための支援を行ってきた。

こうした取組を継続した結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりである（図１）

【令和４年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月 45 時間を上回る割合 | 月 80 時間を上回る割合 |
|---|---|---|---|
| 小学校 | 月 45.8 時間 | ５４．３％ | １．７％ |
| 中学校 | 月 47.5 時間 | ６１．０％ | ３．６％ |

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月 45 時間を上回る割合 | 月 80 時間を上回る割合 |
|---|---|---|---|
| 小学校 | 月 36.4 時間 | ３１．８％ | ０％ |
| 中学校 | 月 39.8 時間 | ３６．９％ | ３．０％ |

【令和６年度の役職別時間在校等時間（1 か月平均）の状況】

| | 職種 | 時間外合計 | | 職種 | 時間外合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 校長 | ３７ | 中学校 | 校長 | ３８ |
| | 教頭 | ６６ | | 教頭 | ５５ |
| | 主幹教諭 | ６１ | | 主幹教諭 | ８４ |
| | 教務主任 | ５５ | | 教務主任 | １９ |
| | 教諭 | ３５ | | 教諭 | ４２ |
| | 養護教諭 | １５ | | 養護教諭 | ２１ |
| | 栄養教諭 | 7 | | 栄養教諭 | ３７ |
| | 事務職員 | ２６ | | 事務職員 | １１ |
| | 平均 | ３７ | | 平均 | ３９ |

図１　清水町立学校教育職員の時間外在校等時間の状況

## 2 目標

本計画おいて達成を目指す目標は以下のとおりとする。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

ア　１か月の時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

イ　１年間における１か月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

### (2) ワーク･ライフ･バランスや働きがい等に関する目標

ア　年間の年次有給休暇等の平均取得日数を 10 日以上とする。

イ　ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%まで減少させる。
（Ｒ６結果：13.8%）

ウ　ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目への肯定的な回答の割合を 60%にする。
（Ｒ６結果：56.4%）

## 3 計画の期間

令和８年度～令和 11 年度

## 4 実施する業務量管理･健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組む。

### ⑴「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

①　学校以外が担うべき業務

ア　登下校時の通学路における日常的な見守り活動

・保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

・児童生徒の移動の安全確保のため、警察、道路管理者等の協力のもと通学路の点検を実施する。

イ　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ　学校徴収金の徴収・管理

・学校徴収金については、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

エ　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・スクールロイヤーの活用を促進するとともに、教育委員会等の行政機関の責任において、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア　調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

イ　学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じてＩＣＴ専門員と連携を図る。

ウ　ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・ＩＣＴ専門員が主体となり、ＩＣＴ機器等の保守管理を行う。

エ　学校プールの運用

・学校プールの運用については、民間への委託を検討する。

オ　校舎の開錠・施錠

・学校用務員による開錠を基本とし、施錠については教頭等特定の教師に責任や負担が集中しない環境を整備する。

カ　児童生徒の休み時間における安全への配慮

・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

キ　部活動

・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

・教員の働き方改革を踏まえ、活動時間の適正化を図るとともに、部活動指導員の拡充に努める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア　給食の時間における対応

・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭等が実施する。

・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず級外教員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築する。

イ　授業準備、学習評価や成績処理

・授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフを配置

するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することにより、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

ウ　支援が必要な児童生徒・家庭への対応
・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活支援補助員等との連携を促進する。
・日本語の支援が必要な児童生徒に対しては、ＡＬＴや外国籍児童生徒生活支援員等との連携を促進する。
・不登校児童生徒への支援については、校内及び校外教育支援センターと学校との連携を促進する。

### ⑵　学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など日課表の工夫を行う。

### ⑶　教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・１か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
・11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
・ストレスチェックの実施率を 100％にし、実施後の集団分析の結果等を活用し職場環境の改善に努める。
・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
・長期休業等の期間中に、５日程度の一斉閉庁日を設定する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、清水町のＨＰで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。

・学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する情報共有を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・保護者や地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各団体等に対して、本町における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。